

平成23年度行政監査に係る対応について

- 「公費・私費の負担区分の基準となる考え方」で、学校運営に関する経費を私費からの負担で支出する場合は「しっかり説明をする」とされているが、しっかり説明したかどうかは、極めて幅のある理解になりがちである。そのため、これを適用する場合の説明のタイミングや説明の方法、最終的にコンセンサスを取ったということで議事録的なものを用意するといったことを、マニュアル等に明示してはどうか。
- 学校の指定用品等の購入に関してだが、例えばスポーツクラブ等で、新しいジャージやユニフォームを購入するとなった時、同じものがそろってないとだめだという雰囲気があり、どうしても買わないといけなくなってしまいうので、この機会に、私費として購入する指定用品はなるべく少なくして、家計を圧迫しないような努力もしてほしい。
- 「制服の譲渡の仲介」はすごく良いと思う。アメリカ等では、セカンドハンドが発達していて、先輩方が使った教科書や辞書を使って当たり前、それが良いんだという環境が整っていると聞いている。先輩方が残してくれたもの、特に辞書などは、学年等が上がるとレベルの高いものに買い換えることもあり、リサイクルできると思う。是非、私費の見直しにおいて、指定用品の購入にかかる家計負担の軽減に加え、子どもたちの環境教育の醸成なども踏まえて見直ししてほしい。
- 指定店制度のあり方も検討すべきではないか。
- 「公費・私費の負担区分の基準となる考え方」に「県立学校共通の標準的な水準の維持」という言葉が出てくるが、その水準を各学校や保護者が同じように捉えることができるよう、できるだけ具体性があるマニュアルや判断材料の基準を作してほしい。